

あなたの写真で表紙を飾りましょう！！

互助だより表紙写真 を募集します！！

下記テーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

- テーマ
 - ・発行時期(5月・9月・1月・3月)にあった長崎県の風景
 - ・学校の活動紹介(授業、クラブ・スポーツ活動、学校行事、学校独自の取り組みなど)
 - ・希望や元気をもらえる写真(楽しんでいる姿、頑張っている姿など)
- 応募資格 現職互助組合員
- 募集期間 随時募集(広報誌の発行時期の約2か月前に随時選考させていただきます)
- 応募写真について
 - ・表紙写真として使用できる程度(300万画素以上)で撮影したもの
 - ・形式はデータ(「jpg」、「jpeg」でファイルサイズ3~5MB程度)または、プリント(2L版)
 - ・人物が写っている場合は、必ず了承を得てください。
- 応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、郵送またはメールで送付ください。
 - ・応募用紙は互助組合ホームページから取得してください。
 - ・郵送の場合は、プリントしたものまたはデータをメモリ等外部記憶媒体に収めたものを提出ください。

郵送先・・・〒850-8566 長崎市尾上町3-1 県教育庁福利厚生室内 (一財)長崎県教職員互助組合
 メールアドレス・・・s40079@pref.nagasaki.lg.jp

 - ・メール送付後、1週間以上経っても、受付完了のメールが来ない場合は、お手数ですがお電話ください。
- その他
 - ・採用写真は、「互助だより」の表紙として使用し、冊子として発行、ホームページにも掲載します。
 - ・採用者には図書カード(3,000円分)を贈呈します。
 - ・詳細については、互助組合ホームページで募集要項を確認していただくか、互助組合にお問い合わせください。
(TEL 095-824-4721 荒木)

応 募 用 紙

郵送の場合はこの応募用紙を添付してください。メールの場合は、この内容を記載して送付ください。

題 名	
所 属 名	
応募者氏名	
組合員番号	
説 明 文	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 写真を撮った経緯 伝えたいこと 写真に対する思いなど </div>	

【問合せ先】 総務・現職互助部班 荒木 電話:095-824-4721 E-Mail:s40079@pref.nagasaki.lg.jp

「互助だより」表紙写真募集要項

- 1 趣旨
「互助だより」をより身近な広報誌とするため、表紙に使用する写真を募集します。
- 2 テーマ
 - ・発行時期（5月・9月・1月・3月）にあった長崎県の風景
 - ・学校の活動紹介(授業、クラブ・スポーツ活動、学校行事、学校独自の取り組みなど)
 - ・希望や元気をもらえる写真（楽しんでいる姿、頑張っている姿など）
- 3 応募資格 長崎県教職員互助組合の現職組合員であること。
- 4 募集期間 随時募集（発行時期の約2か月前に随時選考させていただきます。）
- 5 写真の規格等
 - (1) 表紙写真として使用できる程度（300万画素以上）で撮影したもの
 - (2) 形式は、データ（「j p g」「j p e g」でファイルサイズ3～5MB程度）
または、プリント（2L版）
 - (3) 人物が写っている場合は、必ず了承を得てください。
- 6 応募方法 応募枚数に制限はありませんが、写真（データをメモリ等外部記憶媒体に収めたもの、または、プリントしたもの）は返却できませんのでご了承ください。
 - (1) 郵送の場合
別紙応募用紙と写真（データをメモリ等外部記憶媒体に収めたもの、または、プリントしたもの）を送付してください。
作品が複数の場合は、応募用紙をコピーしてください。
 - (2) メールの場合
メールには応募用紙と同様の内容（題名、所属名、氏名、組合員番号、説明文等）を記載し、1回のメールに1枚の写真データ情報を添付ファイルで送信してください。
- 7 応募先
 - (1) 郵送の場合 〒850-8566 長崎市尾上町 3-1 県教育庁福利厚生室内
(一財)長崎県教職員互助組合
 - (2) 電子メール s40079@pref.nagasaki.lg.jp
10MBを超えると受信できません。メール受信後、受付完了のメールを互助組合から送信します。1週間経っても、受付完了のメールが届かない場合は、お電話ください。
- 8 選考方法 互助組合事務局内で採用写真を決定します。採用させていただく場合には改めてご連絡します。採用者には、図書カード3,000円分を贈呈します。
- 9 その他
 - (1) 採用写真は、「互助だより」の表紙以外には使用しません。ただし、「互助だより」は印刷物として配布するほか、互助組合ホームページにも掲載します。
 - (2) 採用写真の著作権は撮影者に帰属します。ただし、「互助だより」掲載後6か月間はほかの媒体での発表をお控えください。
 - (3) 採用写真の掲載にあたって、トリミングや加工をする場合がありますのでご了承ください。
 - (4) 肖像権、他人の著作権を侵害するような行為に起因するトラブルの責任は一切負いかねます。